別表第十	
所在地	施設の種別
神奈川県 愛知県 福岡県 大分県	

別表第十一	
所在地	施設の種別
埼玉県 千葉県 神奈川県 岡山県 山口県	水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための施設
茨城県 千葉県 新潟県 福井県 徳島県 愛媛県 長崎県 熊本県	令第一条第二号に掲げる燃料として利用される製品を得るための施設

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第九号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）第七条の三第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価（平成二十年三月財務省、農林水産省、環境省告示第九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価（平成二十年三月財務省、農林水産省、環境省告示第九号）（抄）

改正前		改正後			
特定分別基準適合物	再商品化の手法	単価	特定分別基準適合物	再商品化の手法	単価
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき四、一四二円	規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき四、五五一円
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき四、四九二円	規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき五、〇四二円
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき五、九四三円	規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき七、二二一円
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	製紙原料等又は古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕解繊物等を得るための手法であって、当該製紙原料又は当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕解繊	一トンにつき一、一〇七円	規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	製紙原料等又は古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕解繊物等を得るための手法であって、当該製紙原料又は当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕解繊	一トンにつき九一八円